

第88回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成30年10月12日（金）14：00～16：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専 門 委 員】

勝浦 正樹（名城大学経済学部経済学科教授）

黒澤 昌子（政策研究大学院大学教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 こんにちは。定刻より5分ほど早いのですが、全員お揃いになりましたので、始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ただ今から第88回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、大変ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます、東京大学の白波瀬です。よろしくお願ひいたします。

本日は、9月28日に開催されました第126回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問された国民生活基礎調査の変更について、審議を行います。

部会の構成につきましては、お配りしております資料4-1の通り、部会の恒常的なメンバーである嶋崎委員、永瀬委員のほか、今回の審議には、北村委員にも加わっていただくこととしております。よろしくお願ひいたします。

また、専門委員といたしまして、名城大学の勝浦教授、そして、政策研究大学院大学の黒澤教授にも参加していただきます。

それでは、勝浦専門委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○勝浦専門委員 名城大学の勝浦と申します。経済統計や文化経済学を専門としております。いろいろと勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、黒澤専門委員、よろしくお願いいたします。

○黒澤専門委員 どうぞよろしくお願いいたします。政策研究大学院大学の黒澤と申します。実は統計はそんなに専門でもなく、この立場にいるのは心苦しいのですが、できる限り、何かお役に立てればという気持ちで参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 忌憚のない御意見をどうかよろしくお願いいたします。専門委員のお二方には、専門的な見地から積極的に御発言いただきたく、よろしくお願いいたします。

また、本調査は、都道府県等の保健所・福祉事務所を經由して実施している調査ですので、東京都及び神奈川県調査担当部局に、オブザーバーとして参加していただきます。本日、東京都は御都合で御欠席です。両都県には、実査の現状を踏まえた調査方法の改善や、地方公共団体における調査結果の利活用という観点から、積極的に御発言いただければと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料は、資料1として統計委員会の諮問資料、資料2として統計委員会諮問資料の参考、審議関連資料として、資料3-1で審査メモ、資料3-2で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他として、資料4-1で部会構成員の名簿、資料4-2で部会の開催日程をお配りしております。

これ以外に、席上配布資料として、2点、お配りしております。1点は、9月の統計委員会に諮問された際に、委員からの意見を整理しました「「諮問第118号 国民生活基礎調査の変更について」関係の委員意見（要旨）」という1枚紙、もう一点は、本日欠席の東京都からの意見「国民生活基礎調査における調査方法の変更について」という1枚紙をお配りしております。

ここまでの資料につきまして、過不足がありましたら、事務局までお申し出ください。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思います。

1点目につきましては、審議の進め方です。審議は、資料3-1の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点について説明してもらい、各論点に対する調査実施者の回答後、質疑を行うという方法で進めたいと考えています。

2点目は、資料4-2でお示ししております審議スケジュールについてです。厚生労働省から申請がありました今回の変更内容自体につきましては、限られた内容となっておりますことから、部会審議では、本日と11月8日の計2回の予定となっております。しかしながら、当方といたしましては、前回答申における課題への対応状況を含めまして、皆様の

御了解が得られるように、内容的にも丁寧に議論した上で、統計委員会においても御納得していただけるような形で、答申案を取りまとめたいと考えております。したがって、2回で全部まとめてしまおうというのではなく、3回目以降の部会開催の可能性もありますので、どうかよろしくお含みおきください。この3回目以降の開催の有無につきましては、本日、また次回の審議の状況、あるいは統計委員会における部会報告及びそれを受けた御意見等踏まえ、判断をさせていただきたいと思っております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

また、一方で、部会における審議が一通り終了し、答申案の整理の方向性について合意が得られました場合には、最終的な取りまとめも含め、答申案については、後日、電子メール等で皆様の御意見を集約し、書面によって決議する形で、臨機応変に効率的に部会審議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、本日の部会は午後4時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎることがあるかもしれません。そのような場合、既に御予定がある委員におきましては、御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。通常ですと、事務局から諮問の概要について説明いただくところですが、各委員、専門委員の皆様には、既に事務局から個別に丁寧な説明をいただいていると思っておりますので、効率的な部会運営のため、詳細な説明はこの場では割愛いたします。

それでは、9月28日開催の統計委員会における諮問の際、本調査に対する御意見がありましたので、その内容について事務局から紹介をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、席上配布資料の「諮問第118号 国民生活基礎調査の変更について」関係の委員意見（要旨）を御覧ください。

9月28日開催の統計委員会におきまして、西村委員長から御意見がありましたので、その内容について御紹介いたします。

1点目ですが、本調査の大規模調査の役割の一つとして、相対的貧困率の算出のための基礎データとしての利活用が挙げられるが、来年は15年ぶりに本調査と同様に相対的貧困率の算出に活用される全国消費実態調査の実施も予定されているため、結果公表時の関心も高くなるものと思われる。

さらに、本調査結果は、厚生労働省が実施する各種統計調査の母集団情報としても活用されることから、本調査結果の精度向上は急務である。今回のポスティングによる郵送回収の導入は、精度向上に向けた取組の一つとして一定の評価はできるものの、その導入時期が来年度の大規模調査からではなく、再来年の簡易調査からというのは、対応が遅いと思われる。前倒して、来年度の大規模調査から実施する余地がないのか、実査の現状も踏まえ、部会で十分に議論していただきたい、といった御意見です。

もう一点は、今回の変更計画案では、ポスティングによる郵送回収以外に、結果精度の向上に向けた具体的な方策が見当たらない。本調査と同時並行的に本部会で審議される全

国消費実態調査の取組状況も踏まえながら、本調査におけるさらなる取組の余地がないのか、部会で十分に御議論いただきたい、といった御意見です。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本部会の本来の役割というのは、答申に向けた議論ですが、社会的にはやはり貧困率等についても注目されるので、それは単に二次利用だからといって今回、完全に無視はできません。その社会的な効果も含め、考慮に入れた形で議論を進めることは、統計委員会でも西村委員長から要請が出ておりますし、正しいことと判断いたします。この点については十分考慮の上、審議を進めさせていただきます。

それでは、ただいまの統計委員会における御意見を含めまして、詳細な議論は個別事例の審議の中で行いますが、今の点も含め、例えば、本調査のあり方等について、特に御発言、確認したいことがあれば、どうぞお願いいたします。何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、適宜、審議の中で御意見をよろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1の審査メモに沿って、個別事項の審議に入ります。通常でしたら、変更事項から順に審議するところですが、今回の変更事項の具体的な議論は限られていることもあり、前回答申において、かなり重く、重要な課題について指摘され、その課題とも関連しておりますので、これらの課題への対応状況に係る確認・審議が、今回の部会審議の中心になるものと考えています。個別事例の正否よりも、その基礎になる考え方、フレームワーク、あるいは中長期的な将来に対する取組が中心になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1の審査メモを御覧ください。審査メモ14ページの前回答申における今後の課題への状況についてです。前回答申では大きく3点について、今後の課題として指摘しております。始めに、1つ目の課題であります、「(1)本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について」のうちの「ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証」について、事務局から説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは「ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証」について説明いたします。

本調査については、かねてより、国勢調査結果と比較した場合、若年層や単身世帯に係る世帯数の分布に乖離がみられることについて、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であることが指摘されています。

これを踏まえ、前回の大規模調査である平成28年調査に係る本部会での諮問審議におきまして、厚生労働省は、世帯票及び所得票の推計方法について、幾つかの推計方法により検証を行ったものの、補正結果が補正しない場合と比べて良くなったかどうかを含め、有効性が確認できないとして、直ちに乖離の縮小を図ることは困難という報告したところです。

しかしながら、当該課題への対応としては不十分との判断から、前回答申では、本調査の準備調査結果、すなわち本調査の母集団名簿に当たりますが、これと国勢調査における

同一の調査地区・調査区内の世帯属性や年齢構成等の比較・検証を行い、本調査の調査対象世帯の実態を正確に把握するよう指摘したところです。

この課題に対して、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか、前回答申における課題への対応として、十分かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料3-2の20ページを御覧ください。

今、御説明にありました、前回答申の今後の課題につきましては、平成29年度、昨年度に有識者による国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会を設置しまして、専門的・技術的な検証・検討を行ってまいりました。

今後の課題の1つ目であります、本調査と国勢調査の調査世帯に係る属性等の比較・検証についてですが、国民生活基礎調査の推計ベースの世帯数と国勢調査の世帯数の乖離につきましては、既にこれまでの分析において、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率が低いことから、国民生活基礎調査の方が少なく出ていることが明らかになっています。

今回の検証で行ったものは、これまでの国民生活基礎調査の推計ベースの世帯数との比較ではなく、実際に平成22年の国民生活基礎調査の対象となりました調査地区と、同じ平成22年の国勢調査区をマッチングし、個票ベースで世帯属性や年齢階級別の集計をして、比較・検証を行うというものです。

詳細につきましては、別紙4を御覧ください。

先ほど申しました平成29年度に実施した研究会の抜粋を掲載しております。

まず、1ページ目の平成22年同士の集計の関係です。①マッチングの仕方ですが、前提としまして、平成22年の国民生活基礎調査は、平成17年の国勢調査区から抽出しております。このため、直接、平成22年の国勢調査区とマッチングすることができません。

そこで、総務省の国勢統計課に御相談、御協力を得て、図の中のAにありますように、平成22年の国民生活基礎調査の対象となりました平成17年の国勢調査区について、基本単位区番号と調査区番号という2つをキーにして、平成22年の国勢調査区とマッチングさせ、そのマッチングしたものについて、Bのところ、基本単位区番号と調査区番号が一致した地区につきまして、それぞれの調査の集計をしています。

次に、2ページ目を御覧ください。マッチングを行った結果、対象となった地区数5,510地区のうち、基本単位区番号と調査区番号の不一致が1,650地区ありました。これを除外しますと、約7割の3,860地区が残り、さらに国民生活基礎調査で調査不能の地区とか、国勢調査の「施設等の世帯」のある地区を除外いたしまして、最終的に集計したものが網かけになっております3,826地区となります。

下の方の「(2) 比較・検証結果」ですが、ここでは、捕捉率というのと非捕捉寄与率という用語を用いております。捕捉率とは、国勢調査に対する国民生活基礎調査の割合で、

数値が低いほど国民生活基礎調査の方が少なく出ていることとなります。また、非捕捉寄与率とは、国民生活基礎調査が捕捉できていない世帯数全体を100として、どこの項目がどの程度寄与しているのかを示したものです。

次に、3ページ目を御覧ください。3ページ目は、世帯構造と世帯主の性・年齢階級別に、上の表が捕捉率、下の表が非捕捉寄与率となっています。上の表の赤枠が全体の捕捉率で79.1%、年齢階級別に見ますと、やはり若年層のところが高く、また、黄色枠の単身世帯の捕捉率は、61.5%となっています。

下の表を見ますと、緑色の枠の単身世帯の20代と30代を合わせた非捕捉寄与率が大体25%あり、捕捉できていない全体を100にしたうちの約4分の1を占めています。

次に、4ページ目を御覧ください。これは住居の種類と建て方別に見たものです。住居の種類別に捕捉率を見ますと、持ち家のところが高く、民間賃貸住宅が低くなっています。一戸建てと共同住宅かで見ますと、一戸建てに比べ、共同住宅の捕捉率が低くなっています。

下の方の黄色枠の民間賃貸住宅の20代と30代を合わせた寄与率は、全体の約3割近くを占めています。

次に、5ページ目は、次の別の分析となります。これは平成22年の国勢調査と平成25年の国民生活基礎調査の世帯数の比較についてです。平成25年の国民生活基礎調査の調査対象地区は、平成22年の国勢調査区から抽出したもので、調査区番号をキーとしてマッチングを行うことができます。実際に抽出した調査地区において、約2年9か月の間で世帯数の変動がどの程度あったかを見たものです。

6ページ目を御覧ください。図は実際に世帯数がどのような要因で増減が生じるのかをイメージするために作成したものです。左側の平成22年の国勢調査区の世帯数を仮に100世帯とした場合、平成25年の国民生活基礎調査の集計客体数が83世帯になったという例です。

減少の要因としては、死亡や転出といった世帯異動によって対象地区から物理的に移動して外れた場合、あるいは面接不能や調査拒否などで未回収になった場合があります。

一方で、増加の要因としては、新たに転入世帯がこの対象地区に加わり、かつ、その中で回収できた場合は増加となります。

この例では、この2年9か月の間で移動がなくて回収できた69世帯に加え、転入世帯で回収できた世帯が14世帯、合計83世帯となった例です。もしも未回収がなければ、対象は103世帯ですが、これまでの平均的な回収状況を加味しますと、大体このようなイメージになります。

6ページ目の本文の3行目、なお書きを御覧ください。私ども、当初、両調査の調査地区の世帯名簿を用いて、増減要因を詳細に分析する予定でしたが、国勢統計課に御相談した結果、国勢調査の世帯一覧の閲覧については取扱要領が定められており、その取扱要領の中で、調査地域の境界確認に限り承認しているとのことでした。よって、国勢調査の世帯一覧の利用がかなわず、それぞれマッチングした調査地区ごとの増減数のみの比較になっています。

次に、6 ページ目の下側、「②比較対象地区数」ですが、平成25年国民生活基礎調査の5,530地区から調査不能等を除外した5,308地区について、以下、集計結果を掲載しています。

7 ページ目を御覧ください。一番上の表の【総数】の2段目に、平成25年の国民生活基礎調査の世帯数がありまして、22万3,932世帯、国勢調査の世帯数に比べ、マイナス5万8,839世帯、大体79.2%となっています。平成25年の国民生活基礎調査の世帯票の回収率が79.6%ですので、ほぼ同じになっています。

その横の単独世帯を見ますと、64.6%、単独以外では85.7%となり、単独世帯が低くなっています。

また、単独世帯を、下の表【大都市】、【その他の市】、【郡部】で見ますと、【大都市】の表の単身の黄色の枠が53.6%となり、他のところに比べて一番低くなっています。

【郡部】を御覧ください。単独世帯と単独以外の差、これは【大都市】などに比べ、それほど大きくないという結果になっています。

次に、8 ページ目を御覧ください。8 ページ、9 ページは続いた表になります。これは両調査の世帯数階級別の地区数を【総数】、【大都市】、【その他の市】、【郡部】という形で表をそれぞれ作っています。表の中で網かけの部分、黒枠の部分がありますが、この黒枠より下側の国民生活基礎調査の世帯数が減少した地区が、全体として多くなっております。

9 ページ目を御覧ください。9 ページ目の一番下に、全体をまとめた表を作っています。これで見ますと、国民生活基礎調査が国勢調査に比べて少ないということですが、少ない階級の地区の割合、これは赤枠で囲っていますが、これを見ますと、大都市が79.3%、その他の市が62.9%、郡部が48.6%となっています。

一方、両調査が同じ階級だったという青枠の部分ですが、大都市が18.8%、その他の市が34.1%、郡部が47.2%となっています。

次の10ページを御覧ください。今申し上げました2つの分析結果の評価を記載していません。まず、平成22年の調査同士の比較・検証結果につきましては、単独・若年世帯の捕捉率が低いという、従来から推計数ベースの世帯数で把握していたことと同様の結果が確認されました。また、一戸建てに比べて、共同住宅の捕捉率が低くなっています。これは一般的に言われており、その傾向が確認されたということです。

また、平成22年の国勢調査の世帯数に対し、数年経った平成25年の国民生活基礎調査の世帯数の割合は、単独、特に大都市において低くなっていることが確認されました。

こうしたことから、捕捉率の低い都市部の単独・若年世帯の回収率の向上のための方策を検討する必要があることが改めて示唆された評価になっています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、御発言をお願いいたします。北村委員。

○北村委員 質問というか、確認です。国勢調査との比較を研究会で行い、今までの傾向が確認されたことは分かるのですが、それでは、「どうすればいいのか」を論じるべきかと思えます。例えば、国勢調査も全数調査であり、国民生活基礎調査も調査地区内は全数な

ので、回収率というか捕捉率が、かなり違うということだと、恐らく調査員のアタックの仕方が違うのか、あるいは調査員の質が違うのか、または調査員の何か研修制度が違うのか、何らかの形で違いがどこかにあるはずで、それをきちんと示していただかないと、解決策にはならないと思います。郵送方法とかではなくて、もう少し違う時点での違いは何か見付かっているのでしょうか、という質問です。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査は標本調査ですので、当然、誤差もありますし、回収できないことによる非標本誤差があります。非標本誤差の部分については、特に若年・単身の部分の捉え方が十分でないというのが、これまでも指摘され、今回の比較結果でも分かったというのはおっしゃるとおりです。

調査員の質は今回、この説明資料の中にも入っていますが、国民生活基礎調査の調査員は、大体4人に3人ぐらいは、登録調査員の方がなっています。研修については、登録調査員制度の中でいろいろな研修が行われているということで、国民生活基礎調査と申しますか、厚生労働省単独で登録調査員という制度はありませんし、調査員の研修のための予算はないので、その部分は登録調査員制度の方に頼らざるを得ないと思っています。

調査の仕方ですが、国民生活基礎調査では、郵送回収は、これまでずっとやっております。該当地区内の全世帯に調査をお願いして、調査員が調査票を配布・回収する形ですので、どうしても拒否や面会できない場合には、それは脱落にならざるを得ません。

国勢調査は、御承知のとおり、全数ですので、最低限、世帯数や世帯人員数は、いろいろな形で把握されているのだらうと思っています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今、北村委員の御質問と関連して、厚生労働省で研究会を立ち上げられ、その中で丁寧に調査結果の実態についてお示しいただき確認できました。ただその読み方ですが、基本的に悪くもなっていないが、今までの問題が現段階でも維持されていることが確認されたということですね。それでは、例えば、ここで確認された実情の背景の意味について、これ以上少なくとも悪くしないがもっと良くするために前回から言われている「何が原因としてあるのか」といったことが重要なところです。今、御説明で「調査員による訪問です」とありましたが、例えば、何回訪問して脱落したのかとか、そういう国勢調査との結果の違いの背景を説明するような議論は研究会の中では当然あったと予想しますがいかがでしょう。今、北村委員はそういう御質問をされたと思うのですが、その辺りはいかがですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査の調査員の世帯の訪問ですが、まず調査員が世帯を訪問してお願いに行きます。最終的に調査員が保健所に対して集めた調査票を提出するまでは、スタートから大体2週間ぐらいの期間を取っています。調査員は、最初のお願いの訪問からその間で行ける範囲の回数で行っていただいています。例えば、2回目で回収できれば、その世帯はそれで終わりですし、それでも回収できなければ、可能な範囲で期間内に回収に努めていただくことをやっていて、訪問回数は、この研究会でも御提示して、大体、訪問回数は平均的には4回ですが、分布を見ますと、少ないところもあれば、大体2、3回のところに大きな山があって、そこから少なくなってきた、多いところは20回という方もいらっしゃるということです。

○白波瀬部会長 訪問する世帯との関連で何かパターンはありますか。これは全体的な傾向ですが、今、若年層とか、地域とかあるのですが。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 世帯が若年層とかではなくて、全体的に見ると、訪問回数が大体4.6回ぐらいで、3回の訪問が最も多く、次いで4回、2回という分布になっています。

○白波瀬部会長 確かに貴重なデータですが、その背景に何があるのかということが知りたいのです。例えば、つまり、全体で4回といっても平均だから、1回でオーケーだった場合もあるし、ここでは平均のお話ですよ。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今申し上げたように、訪問回数として一番多いのが3回の訪問で回収できたパターンです。が4回、その次が2回となっています。

○白波瀬部会長 研究会での議論の中身について確認させて下さい。北村委員もおっしゃっていたとおり、研究会で提示されたデータについて議論があったわけですよ。全体としての比較は、先ほど御説明された大都市の若年層の補足率が低いということですが、国勢調査に比べて補足率が低くなっている背景には何があるのか。若年層は本当に何回行っても会えないというのが訪問回数としても出ていましたとか、何かそういうのがあると、とても有効なデータになってきて、次の対策に繋がると思うのです。それはありましたか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回、郵送回収の試験調査をやりました。この郵送回収の試験調査は、要は、何回訪問に行っても会えない世帯に対してですが、期間内ぎりぎりまで訪問に努めて郵送回収に切り替えた世帯、これに限って訪問回数を見ますと、平均では7回、一番多いのが6回、最多で16回というように、すごく大きな山があるわけではなく、たくさん訪問しているのだが、結果として会えないということが分かっているということです。

○白波瀬部会長 北村委員、どうですか。

○北村委員 そういう結果があるのは分かるのですが、それからどういう対策につなげていけばいいのかが議論の肝で、その議論から出てくるのが、「郵送回収します」というのだと、がっくりくるわけですよ。例えば、若年層の回収率が低いのであれば、若年層が答えやすいような質問の仕方、あるいは、例えばネット調査とか、いろいろな形があると思うのです。そういうことについては研究会ではどれぐらい検討されたのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回、検証結果は、これまでも言われてきた都市部の若年・単身の回収が低いというのが改めて確認されたということです。そういう捕捉の足りないところに、何らかの方策を考えないとだめだということが分かったわけです。そして、その対策の一つとして、私どもで今取り得る喫緊の対応として、会えない世帯に対する郵送回収を導入するということです。

当然、オンライン調査の導入についての検討は行っています。その場合には、今の調査の仕組み、保健所・福祉事務所の2つのルート、調査時期も2回に分けて実施、調査票は5種類であるといったことも含め、さらにどういった形で報告者の負担軽減、調査員の負担軽減、調査そのものをいかに効率的にするか、それらを含めてオンライン調査の導入を

図っていききたいと考えています。これをなかなか今すぐ対応というのは難しいので、それは引き続き検討していききたいと考えています。

○白波瀬部会長 勝浦専門委員、どうぞ。

○勝浦専門委員 ありがとうございます。今のオンライン調査のことですが、これは今はやらないという前提で話が進んでいるような気がしているのですが。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 前回の平成28年調査の答申のときに、中長期的な課題ということで、検討を継続していくということになっています。

○勝浦専門委員 もちろん予算とか実施するに当たっての課題はいろいろあると思うのですが、長期的に見て、予算が安くなるかもしれないので、そういったことも検討していただけると良いかなと思うのが1つです。

また、郵送についてですが、いろいろ実験なさって、大変おもしろい結果が出ていると思います。例えば、3回訪問して郵送に切り替えるというのを一つ目安にしていますよね。3回で郵送に切り替えた場合と、最後まで訪問を行った場合と。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 すみません、郵送回収の試験調査については、これから説明させていただく予定です。

○勝浦専門委員 すみません。失礼しました。

○白波瀬部会長 すみません、少し説明者側からも、調査方法という、前倒しで答えていただいたところもありました。ごめんなさい、こちらのコントロール不足です。今、現段階では、調査はどのような状況にあるかという実態把握をされ、その後、どういう議論が次に続くものとして詳細にされたのかというのが、今、お伺いしたところです。

少し後で現場のお話をいただく時間が多分あると思うのですが、神奈川県、今の段階で何か現場でこういう状況です、といったことがありますでしょうか。国民生活基礎調査の具体的には調査方法がありますが。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 すみません、それでしたら先に郵送回収の試験調査の結果を説明した方が、議論としての入りが良いかなと思うのですが。

○白波瀬部会長 それでは、後ほどそういう質問をしますから、考えておいていただけますか。少なくとも予定調和の議論はしたくないので、それぞれの実態に則した御自身の意見をしっかり御準備いただいていますので、それについての説明を受け、議論、質問を進めたいと思います。いいですか。

○勝浦専門委員 1つだけ、今説明していただいたところについて確認させてください。今の資料の3ページで、寄与率みたいな計算をされていて、若い単身世帯の寄与率が非常に大きいとあります。3ページの緑色のところです。非常に直感的なところを数字で表していただき、非常にありがたく、おもしろい結果だと思います。そこで、1つ確認ですが、寄与率が高いということは、私の理解では、元々の格差と各年齢単独の構成比とを掛けたものによって寄与率というのは出てくるので、構成比が低いにもかかわらず、寄与率が高いから、ここが捕捉できないところの影響が非常に大きいという理解でよろしいのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 まず、寄与率です。3ページの表を

御覧ください。上の表では捕捉率というのがトータルで79.1%あります。ということは、約2割が少なくなっている。その少なくなっているところを100にして、それぞれ下の表で、どこがどのぐらい当たっているのかということで、2割が足りない、それを100にした割合とみていただければと思います。

○勝浦専門委員 それは理解しているつもりですが、それは2割を寄与率に分けるときには、そもそものそれぞれの属性での違いと、属性での構成比の両方が影響しているのです。その掛け算で寄与率というのは出てくると思うのです。要は、もともと少ない、構成比がそれほど多くない若年の単独層にも関わらず、寄与率が大きいから、ここの影響は非常に大きいのだというように私は理解しているのですが、それが正しいかどうか、お聞きしているのです。

○白波瀬部会長 それは勝浦専門委員の御理解で正しいと思います。世帯主の年齢であり、今、少子化の影響で若年層の世帯主はどんどん割合が少なくなっていますよね。やはり全体の中の7%から8%、かなり若年層になると少なくなると思うのです。若年層へのアタックがすごく少ないというように、おっしゃっている。ただ、全体の寄与率ということを考えて、現在の世帯主構成を考えた場合、実際はサイズを考慮したら、もう少し小さくても良いのだけでも、これだけあるのだよという説明は、ある意味非常に効率的なものとなっている。逆に言えば、サイズとしては小さいのだが、全体の非標準誤差をかなりこの部分が左右しており、だから、こちらの若年層とかに力を入れた改善が必要だという説明を、恐らく研究会では行っているはずですよ。

○勝浦専門委員 ありがとうございます。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 恐らく、そういう理解で研究会も最後の結論になっていると思っております。

○白波瀬部会長 そういうことですよ。分かりました。

○勝浦専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 北村委員。

○北村委員 確認ですが、登録調査員が6割から7割ということですけど、残りの人はどういう属性の人で、回収率とかに違いはあるのか。何度も訪ねてくださる方はプロの調査員で、2回から3回で諦めてしまうのは、そうではない人なのか、そういう質的な違いみたいなものは見受けられるのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料3-2の14ページを御覧いただきたいと思います。これは、平成26年調査に実際に従事いただいた調査員へのアンケートをまとめたものです。登録調査員が、先ほど申し上げましたように、大体4分の3ぐらいおります。職業でいうと、勤め人の方とか、専業主婦の方が3分の1ずついます。年齢構成でいうと、60代、50代、70代が多くなっています。例えば、調査員によって回収率がどれだけ違うのかは、実際に当たった地区が、例えば、オートロックマンションの地区と、一戸建て住宅ばかりの地区では、当然、回収率は違うので、調査員の質という面では、経験年数のある調査員の方が恐らく回収率はいいのだろうなどは思いますが、そういう集計までは実際にはできておりません。申し訳ありません。

○白波瀬部会長 調査方法というか、中身のところが関連して問題になっていますので、とりあえず議論を少し進めさせていただいて、今までのところはまた御質問があれば、改めて質問してください。

それでは、審査メモ15ページの本調査結果及び国勢調査の分布に係る乖離の縮小に向けた検討というところですよ。それで進めていいでしょうか。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料3-1の15ページの「イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討」についてです。

本調査につきましては、全世帯を対象として実施している国勢調査結果と、推計値である本調査結果を比較すると、若年層や単身世帯に係る世帯数の分布に乖離が認められることを踏まえ、前回答申では、現行の推計方法の妥当性ととも、さらなる精度向上等を図る観点から、推計方法の見直しについて検討するように指摘したものです。

具体的には、人口推計のデータを用いて世帯属性等を考慮せずに推計を行っていることから、若年層や単身世帯の回収率が低いこと等により、世帯属性等の分布に歪みが生じていることが考えられるとして、世帯属性別に事後層化した推計方法について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられると前回指摘したところです。

この課題に対して、どのような推計方法について検証を行い、どのような結果が得られたのか、前回答申における課題への対応として、十分かつ適切なものになっているかなど、6つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から御説明、よろしくお願ひいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それでは、推計方法の検討です。別紙4の11ページを御覧ください。今後の課題の2つ目の本調査結果と国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討ということで、具体的には、推計方法の見直しや、現行の推計方法の妥当性について検討を行うということです。

まず、「1 全部不詳データの補正」です。これは回答が得られなかった世帯の補正についてです。（1）の補正方法につきましては、実は平成22年に厚生労働省で「国民生活基礎調査の標本設計・推定方法等に関する研究会」を開催しています。この研究会におきまして、平成19年の国民生活基礎調査のデータを用いて、3種類の方法による推計の試みを行っています。当時の結論として、それぞれの方法に一長一短があって、補正結果が補正しない場合より良くなったかどうかということを含めて、有効性が判断できないとされています。

今回は、平成22年の研究会で用いた3種類の方法により、平成22年の国勢調査と同じ年に実施されました、平成22年の国民生活基礎調査のデータに置き換えて、改めて試算を行いました。

説明資料11ページが実際の3種類の方法です。①の世帯票の推定につきましては、「ア 世帯票の調査区別の有効回答世帯数を用いる方法」、「イ 国勢調査の世帯構造、世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法」、12ページの「ウ 所得票の有効回答世帯数の割合を用い

る方法」の3つの方法です。②の所得票の関係につきましても、基本的には世帯票と同じような考え方ですが、「ア 所得票の単位区別有効回答世帯数を用いる方法」、「イ 国勢調査の結果を利用する方法」、これは世帯構造、世帯主年齢階級の分布を用いる方法になります。そして、「ウ 所得票の有効客体数の割合を用いる方法」という3つの方法で所得票の試算も行っています。

13ページを御覧ください。3つの方法による補正結果です。上のグラフが今回行いました平成22年のデータを用いた試算結果、下のグラフは平成22年の研究会で平成19年のデータを用いて試算を行った結果となっています。

グラフの見方です。5つの色で凡例を出しています。一番左の棒、一番濃い青は世帯票の実数をそのまま使ったものです。その隣の水色が世帯票の今の推計方法によるものです。その右のオレンジ、このグラフでは該当数値が無かったため表示がありませんが、黄色と茶色の3つが、今申しあげました3通りの補正方法による結果になります。真ん中のオレンジは地区別の回答世帯数による方法で、今後は試算①とさせていただきます。次の黄色、1ページ目のグラフにはほとんど出ていないのですが、これは、国勢調査の世帯構造と世帯主年齢階級の分布を用いた方法で、これを試算②といいます。一番右の茶色の部分、所得票の有効回答による方式を試算③とさせていただきます。以下のページは、同じような構成になっておりまして、それぞれ特徴のあるところを枠で囲ったりして、コメントは上の方に記載しています。

13ページのグラフは、世帯構造別の世帯数の構成割合について、国勢調査との差を示しています。棒が上向きになっていきますと、国民生活基礎調査の方が国勢調査よりも高く出ている。下向きであれば、国勢調査よりも低いということになります。

たまたま今回、13ページのグラフで黄色の試算②は、国勢調査の世帯構造と世帯主年齢の分布に合わせに行っておりますので、黄色の棒は差が出ないことになります。

上の平成22年グラフは、下の平成19年のグラフに比べ、赤枠で囲っている男女の単独世帯について、下の方に向かって平成19年に比べて差が大きくなっています。「夫婦と未婚の子のみ」は、上向きに差が拡大しています。「三世帯世帯」は、若干、正と負が入れ替わった上で、やはり差が広がっている結果になっています。

次に、14ページを御覧ください。これも世帯票を使い、世帯人員について世帯員の年齢分布の人数と、推計人口との差を示したグラフです。基本的に、若い層は下の方に棒が出ていて、高齢の方が上に出ているという傾向となっています。これは上のグラフも下のグラフも同じですが、オレンジの試算①、茶色の試算③では平成19年に比べて差が広がっています。黄色の試算②は、平成19年と比較すると、平成22年の方は、年齢階級によって出ているところが上に出たり、下に出たりということが逆転したり、差が拡大しているところもあれば縮小しているところもあり、補正の傾向にばらつきのある結果になっています。

この試算②は、先ほど13ページの世帯数の割合は国勢調査に合わせに行っているのですが、世帯人員の方では、やはり補正し切れないという点においては、平成19年、平成22年と年次を変えても同じになっています。

次に、15ページ目を御覧ください。この表は、平成22年のデータを用いた3種類の補正方式の試算値と現行の推計方式の公表値を世帯構造とか世帯類型別の世帯数や平均世帯人員でどう変化したのかを見たものです。

表の見方は、平成22年現行となっている薄いオレンジがかかった網かけ部分は、正に今の推計方法による公表値です。それより上の過去の年次推移の数字も、実際の公表の値です。その下の試算①から③は3種類の試算結果で、更に一番下に、平成22年の国勢調査の結果を参考として掲載しています。

青枠で囲んでいるところは、現行の公表値に比べて特に増加した箇所、赤枠で囲んでいるところは、特に減少した箇所を示しています。世帯構造別の「単独世帯」を見ますと、青枠で3種類囲まれており、いずれも現行よりも大きく推計されています。ただし、国勢調査よりは低い結果になっています。

右の方に移動しまして、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」につきましては、試算の幾つかで赤い低い方に出ています。「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は試算②の方だけが特に増加しています。「三世帯世帯」は試算①と②でプラスとマイナスが逆転したりしています。

表の右側、世帯類型を御覧ください。「高齢者世帯」は試算①では増加、②と③で減少、「母子世帯」は、国勢調査に合わせに行った試算②が特に大きく増加しています。

一番右の平均世帯人員を御覧ください。これは現行に比べまして、どの試算でも減少していますが、国勢調査の結果との間に入る値の結果になっています。

次に、16ページを御覧ください。この表は、年齢階級別に世帯人員を見たものです。年齢階級別に見ますと、19歳以下のところは、どの試算結果でも減少しています。60歳から79歳の階級は、試算②と③の結果が赤枠で囲まれており、減少しています。一方、20代から50代は、いずれの試算でも増加あるいは幾つかの試算で増加となっています。総じて20代から50代前半は高目、逆に19歳以下と50代後半以上のところは低目に補正された試算結果になっています。

以上が世帯票を使った試算の結果です。

次に、17ページを御覧ください。ここからは所得票を使った試算になり、同じ見方をさせていただきます。世帯構造別の世帯数の構成割合の差を見たもので、平成22年は平成19年とほぼ同じような傾向です。あえて挙げるとすると、丸で囲んでいます三世代のところ、若干正負が逆転しているぐらいで、おおむね見た目は同じとなっています。グラフの棒が出現するという事は、差があるということですので、やはり年次を変えても、試算し切れていないという結果になっています。

次に、18ページを御覧ください。世帯員の不詳を除いた分布を見たもので、年齢階級別の構成割合の差を表しています。上の平成22年のグラフ、下の平成19年のグラフともに赤枠で囲んでおりますが、どちらも大体44歳までぐらいを境にして、若い年齢階級側がマイナスに出て、高い年齢階級側がプラスに結果が出ています。

ただし、高年齢階級側のオレンジ色のグラフ、試算①ですが、平成19年の試算結果を見ますと、65歳から74歳辺りで非常に高いパーセンテージになっていますが、平成22年の試

算結果では、それほど高いパーセンテージになっていないという変化があります。

茶色の要素で示している試算③ですが、これはおおむねどの年齢階級でも、平成19年の差に比べて平成22年の差は拡大している結果になっています。

次に、19ページを御覧ください。これは1世帯当たりの平均所得、所得中央値、五分位値を集計しています。左から2列目の現行方式と表記しているのが公表値です。この値を基準に右側の3種の試算をみますと、いずれも低い値になっています。特に試算②と③では低く出ており、なおかつ、②と③は平成19年との差が大きくなっています。

次に、20ページを御覧ください。このグラフは、総所得の所得階級別の分布を示しています。上のグラフの平成22年の赤丸で囲んだ100万円から400万円の階級のところは3つの試算いずれでも、水色で示しています現行方式よりも高く出ていて、この階級については、試算結果がこういう階層のところで多くなっているということです。

次の21ページを御覧ください。この表は、1世帯当たりの平均所得金額を、先ほどは全世帯で見た訳ですが、高齢者世帯と児童のいる世帯に区分してみたものです。全世帯では、先ほどの19ページでも御説明しましたとおり、特に試算②と③で低下幅が大きかった訳ですが、高齢者世帯と児童のいる世帯では、現行方式に比べまして、青枠で囲んだ試算①は若干高目に出ています。赤枠で囲んだ試算②と③はやはり低く出るという結果になっています。

次の22ページを御覧ください。上の表は、世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの平均所得をみたものです。現行方式に比べ、試算①の青枠以外は、全て低い値になっています。その中で赤枠は低下幅が大きい箇所です。

22ページの下表は、世帯主の年齢階級別に世帯人員1人当たりの平均所得をみたものです。いずれの試算でも、1世帯当たりの平均人員というのが、現行方式よりも少なくなっているため、世帯人員1人当たりで平均所得をみると、1世帯当たりでみるのとでは若干傾向が異なり、赤枠以外のところは全て1人当たりでは上昇し、青枠箇所の上昇幅が大きくなっています。

以上が平成22年のデータを用いた試算結果です。評価は後ほど説明いたします。

続きまして、23ページを御覧ください。ここからは、現行の推計方式の妥当性に関してです。平成28年の調査計画に係る審議が人口・社会統計部会でありました。現行の国民生活基礎調査の世帯票の推計方法は、世帯人員を補助変数として、推計人口を用いた比推定によって、世帯数と世帯人員数、2つの数値を推計しています。前回審議の部会において、この推計の目的となる世帯数については、世帯数と世帯人員数との間に強い相関関係があることが、人口を用いて推定を行うことの理論的根拠になるという御指摘をいただきました。そこで、具体的にどのように示せば良いのかを審議の際に発言された方に御相談しまして、要は、世帯人員数と世帯数の相関を見れば良いのではないか、という御示唆をいただきました。

その結果としてお示ししているのが①と②で、2つのデータを用いて検証しております。①は、昭和55年以降の国勢調査のデータを用い、都道府県別の世帯数と世帯人員数の相関を求めたものです。表の左側が一般世帯の総数と一般世帯人員数、右側が単独世帯以外の

一般世帯数と単独世帯以外の一般世帯人員数となっており、いずれの相関係数も、全ての年次で0.99を超える非常に強い相関となっています。

次の24ページが、平成27年のデータで散布図を作ったものです。

次の25ページを御覧ください。こちらは平成28年の国民生活基礎調査のデータを用いまして、5,530地区の各地区の世帯数と世帯人員の散布図を作ったものです。上が全世帯、下が単独世帯以外ということで、こちらも非常に強い相関になっています。

次に、26ページを御覧ください。検証についての評価です。始めの方で御説明しました全部不詳データ、すなわち無回答世帯の補正の3種類の手法による結果についてです。ポツが幾つか並んでいますが、まず1つ目のポツは、平成22年のデータを使って試算した訳ですけれども、補正し切れない部分があったのは、やはり平成19年の結果も同じであったというのが1点目です。

2つ目から7つ目ぐらいまでのポツは各試算結果、先ほど申し上げたような、いろいろ出るところが違うとかというような、一長一短があるということを記載しています。

ポツの下から2つ目と3つ目ですが、国民生活基礎調査の結果は、重要な指標である相対的貧困率やがん検診の受診率を算出するデータとなっていますので、推計方法の変更については、そうした複数の重要な指標に影響するため、慎重な検討が必要だということです。変更する場合は、変更の妥当性について十分な説明責任を厚生労働省が負うということです。

最後のポツですが、全体評価として、今回の検証結果から3つのいずれの方法についても、今の推計方法に変えて採用すべきという積極的な根拠が得られなかったという評価になっています。

今の推計方法の妥当性の(2)の相関の関係ですが、これは2通りでやってみたところ、やはり非常に強い相関が確認され、今の推計人口を用いて比推定で世帯数と世帯人員という2つの指標を推計するやり方自体は妥当という評価になっています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

推計の妥当性が、今の中心的な議論になってくると思いますが、御意見、御質問、よろしくお願いたします。

それでは、勝浦専門委員、お願いします。

○勝浦専門委員 御説明ありがとうございます。大変よく分かったつもりですが、確認です。11ページでア、イ、ウという3つの方法で試算されているのですが、アが試算①で、イが試算②で、ウが試算③ということですのでよろしいですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。

○勝浦専門委員 それで、13ページに書いてある図は大変おもしろい図だと思うのですが、これは世帯構造に合わせた図ですよ。国勢調査に合わせているので、試算②だと差がないと見るということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そうです。

○勝浦専門委員 しかしながら、これ、横軸を年齢にして、同じような図を描くこともで

きる訳ですよ。年齢でやったときにも、国勢調査は当然ゼロになって出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回も前回も年齢の試算というのを実はやっていません。恐らく試算②の国勢調査に合わせに行くというのは、国勢調査の世帯構造と世帯主の年齢の割合に合わせに行くので、同じ結果になるだろう、差が出ないだろうと思います。

○勝浦専門委員 差が出ないという理解でよろしいですよ。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 だと思います。数字自体はここにはありませんが、結論としてはそうなるのだろうと思っております。

○勝浦専門委員 そのはずですよ。世帯構造と年齢階級別を掛けて事後層化しているわけですから、年齢でも出る。私が聞きたいのは、年齢で試算したときに、他の方法はどの程度ずれているのかを見たいのです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回も前回もそのような数字を作成していないため、今は持ち合わせていません。

○勝浦専門委員 見せてもらうことはできるということでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 もう一回試算し直すことになるので、短期間ですぐ出るという話ではありません。

○白波瀬部会長 どれぐらいかかりますか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 実は、この部分は、今回、業者委託をしまして、もう契約が終わってしまっています。もう一回誰かがやらないといけませんので、どのぐらいかかるかの目途が立ちません。

○白波瀬部会長 現実的な足元のところだと思うのです。3つの指標が、前回と今回と全く同じものを見ていて、変わった箇所は、新しいデータを用いて同じようにやりましたと。この一連の作業が、既に行っている推計の妥当性を検証したことになるのかという、のがここでの論点です。その辺りは専門家を含めて御検討されていると思うのですが、この3つの推計方法を全く同じに用いて、データだけ新しくするという根拠をまずお示しいただきたいということ。併せて、年齢を考慮した場合に何が変わってきますかというのは、一歩進んだ実際のこれまでの推計方法との違いをみることにつながっていくと思うのですが、そういう考え方はなさらなかったのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 基本的に、前回の部会の議論で、まず、データを平成19年に置き換えて、平成22年同士で国勢調査と比較しましょうということがありましたので、今回の研究会では、こういう試算をもう一回、平成22年のデータで行いますと。それ以外に何かほかの方法について御提案をいただければ、それも併せて今回検討しますという話で研究会の先生方をお願いしたのですが、ここについては、過去からいろいろな試算というか、研究みたいなものも行ってございまして、いろいろな試算を試みたのですが、やはり補正し切れませんでした。世帯数は国勢調査に合わせに行ったら合うのだけれども、それを世帯人員に置き換えたら、やはり歪みが出てきてしまうというのが、過去にも行った経験があつて、結局、研究会の先生方からは、新しい提案の御

提示がなかったということです。

○白波瀬部会長 御説明から、いろいろなことを行って、その御努力も見える訳ですけども、この部会でも検討し、実際に議論して、ある意味での明確な結果を出していただきたいのです。つまり、もっと言うならば、西村委員長の今回の審議に関する御意見も、もう一度確認するのは後にしますけれども、検証をきちんと実施部局として行うことが強く期待されているのですね。ですから、その説明として少し弱いと言いますか、これで検証しました、これで新しい推計は考えられなくて現行の推計が最善であるというのは、なかなか説明がつきがたいのではないかという印象を持っているのです。検討会の中では、そうした御議論はありませんでしたか。

北村委員、お願いいたします。

○北村委員 もちろん研究会という場であれば、「こういうバイアスがある」、「この方法はこれがいい」とか、そうしたものが出てきて、最終的に「よく分かりませんね」で終わっても良いかもしれないです。しかし、改善しなくてはいけない、精度を上げなくてはいけないという時には、特定の基準の下で何か決めなくてはいけないというものがあるはずで、この状況で、「この統計を改善するためには、どのメリットを生かしたどういう推計で補正した方がいい」というところまで踏み込まないと、研究会で分かりませんと言われたから、今回も分かりません。それでよしとするのでは、何ら精度の改善はない訳です。それで良いという判断ですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 これまでの方法を何かの別の方法に変えることによる数字の変化に対して、当然、調査実施者である私どもが説明責任を負うわけです。これまでの研究会の結果では、これに変える方が良いのだという説明をできるだけの材料がないという理解で、ほかにもいろいろな検証を行ったのですが、世帯数と世帯人員数の両方の推計を出すための適当な方法については、どこかを合わせれば、どこかに歪みが出てしまうということが過去からの検討会で分かっていて、何か新しい方法はなかなか現実問題として見つからないということです。

特に所得票については、今回の様々な試算結果では、いずれも低目に出て、平成19年の結果よりもさらに低目に出ました。いずれかの方法を採用するにしても、そもそも低目に出ることが、本当に実際の日本における所得分布に非常に近づいたと言えるのであれば良いのです。しかし、そもそも日本の正確な所得分布が世の中にないものですから、合わせに行く数値がないために、低目に出ようが、高目に出ようが、出た数字が、本当に適切だという説明が難しいということだと思っております。

○白波瀬部会長 それでは、勝浦専門委員。

○勝浦専門委員 いろいろな御意見はもちろんあると思います。ですが、例えば、13ページ、14ページの結果を見たときに、これで現行で良いと言えるのかというと、この根拠が私には分かりません。例えば、これが良いという訳ではないですが、②の方法の国勢調査に合わせるという方法では何でいけないのかが私には分かりません。例えば、14ページの図を見たら、80歳のところは少しずれているが、ほかのところは結構合っているので、何で現行よりそちらを選ばないのかが分からないのです。多分、前回のときに永瀬委員が御

指摘されていたのだと思うのですが、80歳のところは、施設の入所の有無が対象で違うので、多分、ずれるから仕方がない。それでは、ほかのところでもみたら、黄色の線は余り差がないのではないかというのであれば、黄色を選ぶという方法も一つあると思います。その後の15ページ、16ページで、高いとか低いとかおっしゃっていますが、高い低いっておっしゃっている基準が、現行の数値が正しいものとして、それよりも高い低いと言っているように私には聞こえます。何が真の値なのか分からない中で高い低いと御説明されても、今、試算の①から③と現行でどれが適切かの判断が私にはできないところがあるのです。その辺、いかがでしょう。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 15ページを御覧いただけますでしょうか。これは研究会でも議論になったのですが、試算②というのが、国勢調査に合わせに行くので、ほぼ国勢調査に近いような数字が出ます。その場合でも、例えば、世帯類型の母子世帯のところを見ていただきますと、試算②では102万8000世帯となっていて、極端に国勢調査よりも多くなってしまいます。このため、世帯構造に合わせようとするすると、世帯構造はそれなりに近い部分があるが、その結果を世帯類型という形で別の集計をしますと、非常に大きい値が出てしまうということで、良い部分も悪い部分もあるということです。

先ほど御説明しましたが、例えば、19ページの所得の分布にしても、1世帯当たりにしる、中央値にしる、五分位にしる、試算②や③では非常に低く出ています。本当に何が真の値であったとして、それに近づいているのかどうかという判断がつかないという議論は、研究会でも当然ありました。そうした訳で、いずれにも良い部分も悪い部分もあるのです。

追加として、もし国勢調査に合わせに行くことになると、国勢調査の調査周期は5年に1回となっていますので、毎年調査を実施し集計数を出している国民生活基礎調査の場合は、間の年をどうするのかという問題が1つ別にあります。

回数の問題とは別にもう一つは、平成22年は両調査とも同じ年に調査されているのですが、国民生活基礎調査は6月に実施、国勢調査は10月に実施となっています。調査結果がいつ出るかという、国民生活基礎調査は調査年の翌年の7月ぐらいには結果を出しています。そのときに、例えば、平成22年の国勢調査の結果における世帯構造とか年齢階級の結果というのは、国民生活基礎調査の集計段階ではまだ公表されていませので、使えるのは、平成23年又は24年の国民生活基礎調査になります。同じ調査年の結果が使えないことがあって、結局、仮に同じ年に調査が実施できたとしても、それを反映させることができないという問題も、研究会において話になっています。

○白波瀬部会長 実際の調査の時期や回数を考慮してしまうと、同時実施訳にも現実的にはいかないので、やはりそこはバランスだと私も思います。ただ、御説明いただいた内容は全体として、世帯構造、世帯類型、年齢という、いわゆるクロス集計で切っているような感じがあります。私は推計の専門ではありませんので、ずれているかもしれないのですが、今、勝浦専門委員もおっしゃられましたが、この検討結果をみて、例えば、世帯類型だと母子家庭が多くなるから、ここの部分をぐっと抑えるような形で、ある意味でそこだけを抑えるような配慮をするという方法はないのでしょうか。推計といっても、変えるこ

とによって、結局、結果も変わってきますので、やはりまず今まで行ってきたことをそのまま踏襲するのが適当であるということを根拠にされているのですが、私は説明としては、厚生労働省御自身で検討された結果の言い分には納得がいきません。貧困率が変わるので、変わったことの説明は私たちできないよという点までここで書かれているのですが、やはり議論として目指すところと議論の対象が違うのではないかなという感じが少ししているのです。真の値というのは皆様分からないので、それに向けて皆様やっているというところなのです。ただ、部会の議論としては、「いろいろ検討しました」と何度かおっしゃっていただいていますので、少なくとも検討会では、いろいろ議論して結局こうでしたという結論に至ったバックデータを少しお見せいただけると、部会の委員との情報共有ができるかもしれません。そこは実際に議論された訳ですよ。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 議論したバックデータというのは、一部ですが、今回この資料でお示ししているものです。

○白波瀬部会長 一部ですよ。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 全部、研究会の報告書に掲載していて、ホームページにも載せていますし、こういう冊子でもオープンにしています。

○白波瀬部会長 検討された全ての大量のデータを我々に提示するということではなくて、要するに、厚生労働省として御主張されたい部分がおありですよ。その御主張されたい部分について、いかに実施部局としてはそういう結論に至ったかということの説明できるよう、これまでの議論についてサマリーを作ってください。そうしますと、こういう議論や検討があったので、現状としては変更なしという結論に至ったという理解に少しでも近づくのではないかと思います。いかがですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 研究会報告書の中から抜粋して資料を作成しておりますので、これがそのポイントになる部分だというように私たちは理解して作成しているのですが。

○白波瀬部会長 部会の委員に対する厚生労働省としての御説明となりますので、大変申し訳ないのですが、納得行くような説明をしていただかないと困るのです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 多分、部会長がおっしゃっているのは、先ほど、「今回行った3つの方法以外にもいろいろ考えました。ただ適当ではなかった。」というような御説明もあった訳なのが、それなら、その3つの方法以外にどんな方法があって、それがどういう理由で適当でないという判断になったのかを示していただければ、この3つの方法で行ったことの是非も、より説得力があるのではないかと思います。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回、研究会で3つの方法以外を行ったということではないのです。過去に15年前とか十何年前とかに研究費や当時の研究会で幾つかの試算を行って、なかなかその方法を採用できないという結果が出ているのを踏まえた上で、平成22年の研究会が行われ、更に今回の研究会が行われたと、積み重ねであるということです。

○白波瀬部会長 ですから、それについて資料を作ってお示してください。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それでは、過去の研究で、こういうことを行ったというのを、次回お示しします。

○白波瀬部会長 研究したことだけではなくて、つまり、行って、そこで出てきた結論をベースに次の研究会で進められた訳ですよ。それで、その積み上げの下に、今日持ってきてもらっているこの説明資料があるという御説明ですよ。ですから、それを出していただきたいとお願いしています。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 過去の研究会というのは、その研究会より以前の研究会の結果を、あらためていろいろ議論したというわけではありません。ただ、研究会に御参加の先生方は過去にも参加されている方もいらっしゃるって、それまでの研究の経緯は御存知の方もいるという意味で、研究会で過去の研究会での結論について議論していません。

○白波瀬部会長 そうなってしまうと、研究会も開催されて、これまでの積み上げで検討されたということになりませんので、部会長としては、どのように議論をフォローしたらよいか困ってしまいます。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 少し私の御説明の仕方が悪かったのかも分かりませんが、今回行った研究会で、過去のものも含めてオーソライズして、その上で検討したということではありません。

○白波瀬部会長 そうしますと、再確認の時に申し上げようと考えておりましたが、今申し上げさせていただきます。統計委員会におけます委員長からの一つの強いメッセージというか、依頼を引用させていただきます。「今回の変更計画では、後ほど議論する郵送回収の導入以外に、結果精度の向上に向けた具体的な方策が見当たらないことや、同時並行して部会で審議される全国消費実態調査における取組状況も踏まえつつ、本調査におけるさらなる取組の余地について、部会で十分に議論してほしい」という委員長からの強い要請があります。

これは、委員長の発言を、部会長が受けて行うというような単純なことではありません。実際に部会審議は同時進行ですが、部会長としては両調査を単純に比較・検証するつもりはありません。部会審議として、全国消費実態調査の審議と国民生活基礎調査の審議それぞれの位置付けというのは、きちんと区別していきたいと考えています。しかしながら、昨今の社会的な関心としましては、例えば、貧困率が両調査で大きく異なる形で出ているということについて、貧困率は二次利用によるものなので関係ないと言える状況ではないと思います。日本を代表する調査を使った数値として、「何を社会的に物申して、政策を展開するか」ということは実際に行われている訳です。それは国民生活基礎調査について、しっかり統計委員会で審議して、改善を加えた結果としての数値であるということ、いろいろな場所で言っていただかなくてはいけない訳です。そうした信頼できる数値であることを担保できる一つの審議の場として、今行っている部会審議もあるし、その上の統計委員会での審議もある訳ですよ。ですから、その現実や危機感を踏まえていただいた上で、説明資料も含めた形で審議を進めなければならない。「実際にデータを出してください、資料を出してください」と言った瞬間、実はデータや資料はないのですということでは、

私としては審議を進められないかなという感じです。

北村委員。

○北村委員 比較の対象として、何も真の値とするものはありませんでは議論が進みませんので、国勢調査をベースにするのは良いと思うのです。今お話もあったとおり、政治的に議論になっているように、全不詳のデータが存在する訳ですので、全不詳の分布と比べてみるとか、そういうことも行っても良いではないですか。それで国勢調査と比べて、この値がどういう調査方法で行えばどうなるという、今の結果と併せて説明して、それで全不詳とこの統計のどこが違って、分布のところのどこの値のウェイトがどう違うとか、そういうことも、それは本部会で行うべきなのか、もっと他の部会でやるべきことなのか分かりませんが、それも含めて議論しないと、落ち着かないと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点確認ですが、先ほど来の説明で、例えば、15ページのところで、母子世帯のところ为国勢調査ベースにすると大きく影響を受けるという話がありましたが、先ほどの北村委員の冒頭の御意見にもかかわるのですけれども、なぜそうなるのか、調査の手法の違いなども分析して、それで改善できる余地がないのかのような、単純に推計手法の是非だけではなく、どうしてこの推計手法でこんな結果になるのかというところまで御議論なされたということでもよろしいのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回の15ページの母子世帯が試算②で大きく出るとするのは、研究会でも議論しております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 その結果というのは、調査のやり方まで戻ってということでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そうではなくて、今回の推計方法の影響でこういう結果になるということです。要は、国勢調査の世帯構造に合わせて行く訳です。そのときに、この世帯構造の中で、母子世帯というのが、全体の中で大体4分の1弱ぐらいです。それ以外の世帯というのがあって、例えば、70歳と40歳のひとり親と未婚の子の世帯みたいな世帯の方が圧倒的に多いのです。拡大乗数というのは、世帯構造で拡大乗数を作りますので、母子世帯は、今まで大体、国勢調査とそんなに差がないような数字で拡大乗数が使われていて、伸ばされていたのですが、今回の試算②の拡大乗数を用いると、より大きい拡大乗数で母子世帯のところが出てくるという結果が、この研究会の分析結果で分かったということです。

○白波瀬部会長 確認ですが、国民生活基礎調査で使われている母子世帯の定義に合わせていますよね。つまり、20歳未満の子供がいてという。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回の試算②というのは、国勢調査の世帯構造と世帯主の年齢階級別のマトリックスを作って、そのマトリックスの一個一個に拡大乗数を作ります。そういう拡大した結果を、今度、世帯数で積み上げたときに、世帯構造は国勢調査に合わせて行っているのですが、それなりに合うのですが、世帯構造の中のひとり親と未婚の子のみの世帯があるのですけれども、その中の母子世帯は多めに拡大乗数で膨らんでしまうということです。

○白波瀬部会長 ということは、それは、いわゆるこの母子世帯の中に高齢母と中年子供というのが入っているからですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 母子世帯は、年齢が20歳未満の未婚の子と現役の母親です。ひとり親と未婚の子のみは、年齢構成の制限がありませんので、80歳の母と40歳の子が多数あるということです。拡大乗数の作り方と、世帯構造の中の一つであるものと合わせようとするとうけけれども、別の世帯タイプの集計をしますと、別の拡大乗数になってしまうので合わないということです。

○勝浦専門委員 もう少し説明していただいてもよろしいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 まず、試算②というのは、国勢調査の世帯構造に合わせようとするため、世帯構造ごとに拡大乗数を作ることになる訳です。ひとり親と未婚の子というグループの中に母子世帯という集団があって、その母子世帯の割合というのは、ひとり親の中の大体4分の1弱ぐらいしかありません。今のひとり親世帯の現行方式というのは、国勢調査との差、乖離があるのです。乖離があるので、ひとり親世帯の乖離を少なくするために、試算②では、大きい拡大乗数が用いられます。今の世帯類型でいう母子世帯というのは、今の推計方式と国勢調査との差はほとんどないのですが、ひとり親世帯の大きい拡大乗数が適用されることによって、母子世帯だけを集計したときには大きく膨らんだ数字になるということです。

○白波瀬部会長 勝浦専門委員、どうぞ。

○勝浦専門委員 どうしても納得いかないところがあって、まず、年齢と世帯構造でクロスして拡大乗数を作っているはずなので、年齢のところはうまく調整されるはずではないのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 世帯構造はきちんと補正されるのだけれども、ひとり親と未婚の子の中の母子世帯は、ひとり親と未婚の子と同じ乗数が使われてしまうので高くなってしまいます。ひとり親と未婚の子の世帯なら、きちんと合わせに行っているから合うのですが、その中の母子世帯のところはどうしても合わなくなってしまう。

○白波瀬部会長 黒澤専門委員、どうぞ。

○黒澤専門委員 ということは、層別での調整を、層をもう少し細分化してやり直すという余地はまだまだあるということですよね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 拡大乗数の層はいろいろな形で作れるのだと思うのです。その層で作った部分については合うのだが、それとは違う区分で集計、今回でいうと、世帯構造でその層を使って拡大した結果で世帯類型別の集計をすると、合わなくなってしまう。

○北村委員 それは、どんな統計でもそうですよ。どこかで決めてやらないと合わないです。例外のようなものは、どんな統計でも出てくる訳だから、全部合わなくてはいけないなんていう統計はあり得ないですよ。

○勝浦専門委員 その統計の集計で何を見たいかで、例えば、母子家庭が非常に重要であるというのだったら、世帯類型で層別すれば良いということですよね。世帯類型と世帯構

造と年齢でやるか。もちろん細か過ぎると、どんどん元々のランダムサンプルからずれてしまうので、それはいけないと思いますが、ある程度層別の基準とするのは有効であると思いますから、中は同質、横の分散は大きいといったことを考えながら、いろいろ試してみた上で検証を行って欲しかったなという気はします。

○白波瀬部会長 ごめんなさい。大変に基礎的なところですが、今回たくさん資料を出していただいたのですが、御説明がありました基礎的な拡大乗数の部分を含めて、もう少しポンチ絵といいますか、わかりやすい形で事例としてこうですという資料を出していただくと、確認も含めて良いのではないかなと思います。引き続き補正の検討結果については、やはりどこをベースにしたものでウェイトをかけて、それに合う・合わないの論理的にずれがあるように私は思っています。その辺り、有効な資料を出していただくことで、皆様で納得できる、実際の集計に繋げると良いかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それは今回の母子世帯が、例えば、試算②で多く出てしまうところを、更に分かりやすいような説明をするということでしょうか。

○白波瀬部会長 分かりやすい例ですね。少なくとも、これまでの議論では、今の御説明で部会として次の議論に進んで良いかどうかという段階まで全く行っていないので、引き続き審議ということになります。御説明のあった15ページの母子世帯の結果が一番分かりやすい例ですので、そこが実際にどうなっているのかを更に御説明いただきたいということです。

永瀬委員。

○永瀬委員 今回の黒澤専門委員のお話というのは、例えば、世帯構造で「ひとり親と未婚の子のみの世帯」に合わせたという試算ですが、合わせる対象を、さらに内訳として、例えば、「20歳未満の未婚の子どもと母からなる母子世帯」とか、「父子世帯」とか、「その他の世帯」とかに分けて合わせていくのであれば、結局はきちんと国勢調査に合うのではないかということを言われたのでございますよね。

○黒澤専門委員 可能性として、この3つだけではないということです。

○白波瀬部会長 それは可能性で、まさしくおっしゃるとおりです。事例としては、世帯構造と世帯類型のところ、どちらにしても、ひとり親と未婚の子の世帯と母子世帯というのは高目に出ているということになっている。カテゴリーも分類も含めて細分化という以前の問題で、どこに合わせて何がという、どこが違っているのかを少し説明していただきたいのです。

○永瀬委員 もう一つ質問してもよろしいですか。国民生活基礎調査は、施設に入っている人は基本的に世帯人員に含めないとなっていますよね。ここで例えば、国勢調査の単身世帯は1,678万世帯でしたっけ。1,600万世帯ぐらいとして良いですよ。推計②で合わせに行った国勢調査というのは、やはり施設に入っている人を全部除いたものになっているのですか。それとも、そうではないのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 15ページの国勢調査の「16785」というのは、国勢調査の単独世帯の結果そのものです。

○永瀬委員 それというのは、日本の単独世帯全てですか。それとも施設に入っている人は除いているのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 全ての国勢調査の結果です。

○永瀬委員 ということは、国勢調査は全体の単独世帯、国民生活基礎調査は施設に入っている人を除く単独世帯ですから、定義が違うところに合わせているということになりませんか。

○白波瀬部会長 ですから、こちらは外しているので、本当は基礎的なところで、そちらも同じように外して、それで分布を取って見ないと分からない。

○永瀬委員 3ページを見ると、平成22年国民生活基礎調査と平成22年国勢調査との比較がされています。20-29歳層の単独世帯の回収数が国勢調査の45%前後ですから、若い世代の調査票の回収が低いことはよく分かりました。なおここで2ページを見ると、比較しているのは、国勢調査の施設等の世帯のある地区を除いたものですよね。本当に一致するところだけで比較すると、ここがずれているというのが分かる訳ですね。

続いて、所得水準を、全部不詳データについて、国勢調査等の情報を用いて補正した結果が22ページですね。単独世帯の調査票の回収率が低いことを推計の際に勘案しそのウェイトを上げた推計です。上の表ですが、現在よりも全体に世帯年収が下がっていますね。一般的には、同じ年齢層の有配偶世帯と比べると、単独世帯の方が世帯主の年収そのものが低い傾向があります。これは、賃金データを見ている人にはすごく馴染み深いことです。だから、単独世帯の調査票の回収率が低いことを反映する形で、復元において単身者のウェイトを高めると、全体に世帯年収が落ちたのですね。22頁の上の表はそうしたウェイトの変化が結果に出ているようです。予想されるとおりかなと思います。

しかしその下には世帯の1人あたり平均所得金額が出されています。回収率の低いところでウェイトをあげると、逆にこちらでは、上の推計と違って若い世代の収入が増えていますね。なぜでしょう。

確認ですがこの1人あたり収入は世帯収入合計を、世帯人数をルートして割った1人あたりですか。それとも、ただ単純に世帯数で割っているものですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 人員で割っています。

○永瀬委員 だからこういう結果になるということですね。ルート世帯人員で割ると、1人世帯が増えると通常一人あたり年収は相対的に下がることになります。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それは等価所得という意味ですか。

○永瀬委員 等価所得です。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 等価所得ではないです。

○永瀬委員 等価所得だと、同じ生活水準を享受するのに、1人よりは2人だと2倍収入が必要ではない、ということをお勧めします。等価所得の出し方の簡便な方法として、人数のルートで割る方法があり、2人世帯や3人世帯になると、世帯人数ではなく、ルートをとった世帯人数で割りますから、4人だと、ルート4は2ですから、2で割れば等価所得とし

ての一人あたり収入が出てきます。一方、世帯人数で割ると、同じ収入を4で割ることになりますので1人あたり収入は低くなる可能性も高い。1人世帯が増えると、普通、等価所得だと一人あたり収入が下がるのです。

だから、今回の試算で、たとえば推計②は上の表も下の表も同じ国勢調査に合わせたていったにもかかわらず、世帯年収は下がって、世帯あたりの一人あたり年収が上がったのがなぜなのか、よく分からなかったのですが、今の説明でわかりました。これは単純に世帯の合計年収を世帯の人員数で割っているから、一人世帯が増えてむしろ年収が増えて見えているということですね。

だから、厚生労働省が「系列がすごく変わってしまうのが心配だ。」といわれるのは理解できることでもあります。

なので、例えば、15ページで、単独世帯数がここまで違うのはなぜなのかというのは、やはり合わせるべきところ、国勢調査でいえば施設入居者を除いた数字に合わせた数字を出していただき、検討するのが良いのではないかなと思います。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。傍聴席から質問させていただきます。国勢調査の割合になるように補正する場合に、所得ですごく大きな影響があるが、今回考慮されていないものとして、職の有無があります。有業率が補正の結果として実態に近づいたのかどうかというのは、チェックされましたか。つまり、働いているかどうかというのが所得に強い影響を及ぼすので、補正された結果、有業率が本物に近いようになったのか、そうでなかったのかというのは、重要だと思います。有業率自体は、それを使って補正するのは難しいのですが、結果的にそれを把握しているはずですから、その結果、全体の分布と合っているかということはチェックされた方が良いと思います。職があるかどうかは所得にとって一番大きな変数なので、それを実は別に合わせるべきだという一つの補正方法もあり得ると思います。それを行えるかどうかは分かりませんが、結果的に有業率が合っているかは。家計調査においても過去議論しました。共働き率とか、有業率が実態と合っているかどうか、その辺の影響は、所得や消費にはあるよねというのが結論だったと思います。ですから、この調査においても、この辺の変数がうまく合っているかどうかを一度チェックされた方が良く、既にチェックされたのかもしれませんが、そうであれば、その辺りを教えていただければと思います。

○白波瀬部会長 この辺りの御検討というか、さらなる検討は行われていますか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 有業率については、この研究会では特に議論しておりません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 数字を拾って、もし見ることができれば、御覧になった方が良くと思います。設問として把握していますよね。

○白波瀬部会長 もちろん把握しています。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回の試算値の集計というのは、この報告書に詳細があるのですが、有業などという集計は行っていません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ですから、集計されたらどうですかという御提案で

す。それはすごく重要だと思います。

○白波瀬部会長 その問題提起は非常に重要ですが、特に例えば、若年層だと、学生さんでひとり暮らしというのは意外と多いのですね。職はないのだが、そのほとんどが、8割9割が親からの仕送りという実態、あとは、もしかしたら仕事がなくひとり暮らしというのは、学生云々に関わらず、調査票が上がってきていないかもしれません。何が言いたいかというと、この結果について、その背景として、どういうことがあるのかというのは、しっかり実施部局として検討していて、そこが例えば、どうしてもうまく把握できないという事実は、実施部局としてもどうすることもできないのだが、確認はしている。でも、その部分を考慮しても、最大限の努力をしていますという説明が欲しいのです。だから、例えば、そういう結果にやはり落ち着くのであれば、それなりの説明が欲しいということです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 有業率が実態から乖離している場合には何が起きているかということ、調査員が世帯を訪問する回数が足りないということだと思います。何度も何度も訪問すれば、回収率が上昇してくるので、そういう形で非標本誤差を減らすことができるのです。もしそうだとということであれば、そういうことが今後の国民生活基礎調査の精度向上の対策になるはずです。だから、研究会の結果によらず、厚生労働省の手で御覧になった方が良く私は申し上げている訳で、これは調査の改善のためです。もしそうであれば、そうすべきです。ここでテーマに加えて、そうなるべく厚生労働省で今後対策を考えていかれるということが大切です。部会長はそうおっしゃっているので、そういう具体的な対応策に繋がるような方法を探して、検討して、それに対して対策を打つことが、西村委員長のお言葉に対するお答えになるということだと思います。ほかにもいろいろあると思うのです。今、職の有無のことばかり思い付きましたけど、ほかにもあるかもしれないので、そういう変数を探すということは、設問にあれば探すことができるので、そのようにしてくださいということではないかなと思います。

○白波瀬部会長 貴重な御意見として、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。申し訳ありません。部会議論の運用がうまくいっておらず、次の部会ではもう少し頑張りますが、全体の雰囲気というか流れというのは御理解いただけたかなと思います。事務局、事務レベルでのやりとりも含めまして、郵送回収の導入で回収率を向上させることによる非標本誤差の縮小のための具体的な案が出されていますから、今日の議論というのは、そのベースになる訳です。ですので、これだけ宿題があったら、それで終わりということは絶対ありませんので、ここは大変に乖離していますので、そこに繋がるような説明が欲しいというのが正直なところです。

少し複雑なことで、厚生労働省も検討を行われていますが、部会として御説明にきちんと納得というか、理解していない部分もあるかと思いますので、少し分かりやすい図を持ってきていただけると、すごく私としてはありがたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 事務局と相談させていただければと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。どうかよろしく願いいたします。

残された時間がわずかとなってしまいました。いかがですか。何かありますでしょうか。

審議協力者としての地方公共団体には、御意見をいただきたいと予告しましたが、時間切れでお伺いできず申し訳ありません。是非、現場の声は積極的に伺いたいと考えておりますので、次回によりよろしくお願いいたします。

今日予定した議題を終えることができませんでしたが、大変貴重な第1回になったと思っております。

最後に皆様方をお願いですけれども、本日の審議内容につきまして、追加で御質問、あるいはお気付きの点がありましたら、時間が短くて大変恐縮ですけれども、10月19日金曜日までに、事務局まで電子メール等によって御連絡いただければ幸いです。

本日配布されている資料3には、次回の部会以降において審議する項目の論点に対する調査実施者の回答が記載されておりますので、御覧になっていただきまして、これらについても御意見あるいは御質問も前もっていただけますと、これからの審議がスムーズになるかもしれません。これについても、質問等ありましたら、19日金曜日までに事務局まで電子メールで御連絡いただければ幸いです。

それでは、次回も引き続き審議を継続させていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

本日の審議の進捗状況を10月25日開催予定の統計委員会で私から報告させていただくことにしたいと思います。

次回の部会について、事務局からよろしくお願い致します。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、11月8日木曜日の10時から、この会議室で開催させていただきます。今回は、本日の審議事項で調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について御審議いただきたいと考えております。

また、本日の部会でお配りした資料につきましては、次回の部会でも使用しますので、忘れずにお持ちいただければと思います。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もし荷物になるようであれば、そのまま置いておいていただければ、次回部会に準備をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。本日の議事概要については、後日、事務局からメールにて照会させていただきますので、御対応をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございます。